

関係各位

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進監

豚熱の発生予防及びまん延防止対策の徹底について

日頃より、本道の家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

今般、令和6年5月26日に栃木県の養豚場で、5月28日に岩手県の養豚場で豚熱の発生が確認されたところです（国内91例目及び92例目）。

本病については、現在、北海道を除く全都府県でワクチン接種による防疫対策が実施されているところですが、ワクチン接種を実施した農場においても発生が確認されており、また、野生いのししにおける感染確認地域の拡大も続いている状況であることから、引き続き本病の発生予防対策の徹底を継続していく必要があります。

つきましては、別添のリーフレットを参考に、農場における消毒や専用長靴等の使用、野生生物の侵入防止対策、日頃の健康観察と異常豚の早期通報等を徹底するよう、貴会構成員等の養豚関係者に対し、改めて注意喚起いただくとともに、引き続き、本道への豚熱の侵入防止に万全を期すよう御協力をお願いします。

連絡先

生産振興局畜産振興課主査(防疫)

電話:011-204-5441(ダイヤルイン)

電話:011-231-4111(内線 27-783)

E-mail : hayakawa. jun@pref. hokkaido. lg. jp

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

豚熱の発生予防及びまん延防止対策の徹底について

豚熱の防疫対策の徹底については、「豚熱の発生状況を踏まえた防疫対策の徹底について」（令和 5 年 10 月 19 日付け 5 消安第 4258 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、豚等飼養農場に対する御指導をお願いしているところです。

豚熱については、5 月 26 日に栃木県の養豚場で、本日に岩手県の養豚場で、相次いで発生が確認されました。

両事例には今のところ疫学的関連性は確認されていないものの、現在、野生イノシシの活動が活発化する時期となっており、これによる豚熱ウイルスの拡散が懸念されます。近隣で野生イノシシの感染が確認されていない地域であっても、農場における飼養衛生管理の徹底及び適切なワクチン接種により、その発生防止を図ることが何よりも重要です。

以上を踏まえ、貴職におかれましては、豚等飼養農場、獣医師をはじめとする養豚関係者に対し、特に下記の点について御指導方よろしく申し上げます。

記

- 1 人、車両、物等の農場への出入り時の消毒や野生動物の侵入防止対策の実施など、豚等飼養農場におけるウイルス侵入防止対策について再点検するとともに、その強化を徹底すること。
- 2 豚熱ワクチンについては、ワクチンのみで豚熱の感染を防ぐことはできないことを十分に認識し、適切な飼養管理を徹底した上で、適時・適切な接種を行うこと。
- 3 家畜保健衛生所への通報の遅れは他の農場へのまん延リスクを高めることになることを改めて認識し、豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状を認めた場合における速やかな家畜保健衛生所への連絡を徹底すること。

特に、一般的な慢性疾病を疑って連絡が遅れる事例がみられていることから、飼養豚群において通常と異なる死亡の増加又は継続等の状況を認めた場合には、一般的な慢性疾病を疑う場合であっても、まずは豚熱及びアフリカ豚熱の可能性を疑い、家畜保健衛生所に相談すること。

以上

国内では豚熱の発生が継続しています!!

豚熱は、現在までに21都県で92事例発生しています。
野生いのししで感染が確認されている地域等では、
予防的ワクチン接種による対策が講じられていますが、
本病の発生予防対策としては、日頃の衛生管理の徹底が
何よりも重要となります。

道内で豚熱を発生させないため、 農場の飼養衛生管理等を再点検してください

人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ✓ 衛生管理区域侵入車両の消毒の徹底
特に、道外からの車両等は厳格な衛生対策が必要
- ✓ 専用衣服・畜舎ごとの専用長靴の使用と消毒の徹底
特に、

① 消毒前に汚れを落とす
② 消毒薬は適切な濃度で用いる
③ 踏込消毒は1日1回交換する

を再徹底



農場入口の車両消毒



畜舎出入時の消毒



専用衣服や専用長靴

野生動物の侵入・誘引防止対策

- ✓ 農場内を整理整頓。死亡豚を適切に保管（野生動物の誘引防止）
- ✓ 日常的に畜舎を点検し、破損部を補修



死亡豚の適切な保管



畜舎の破損部の修繕



畜舎のネット整備

早期発見と早期通報の徹底

- ✓ 豚熱を疑う異状が確認された場合は、直ちに管理獣医師、最寄りの家畜保健衛生所に通報



死亡頭数の増加



耳翼や腹部等の紫斑



体調が悪い豚の重なり

ワクチン接種地域（北海道以外の全都府県）からの北海道への豚等の移動は制限されています。

3カ月に1回の飼養衛生管理の自己点検の実施と家畜保健衛生所への報告を引き続きお願いします